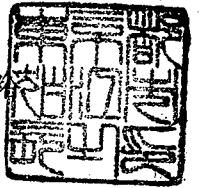




狛総管発第 100125 号
平成 22 年 10 月 26 日

狛江市監査委員
栗山 輝夫 様
白井 明 様

狛江市長 矢野 様



平成 21 年度工事監査の結果に基づく措置について(通知)

平成 22 年 3 月 12 日付け狛監委発第 100130 号により、工事監査の結果について措置を求められた事項について、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により別紙のとおり通知します。

監査の結果に基づいて講じた措置等

指摘事項等

1 設計について

屋内運動場の主たる改修設計は、鉄骨ブレースによる耐震補強設計で、社団法人「文教施設協会」で厳正な審査を受けたものとなっている。

特別活動室は、バリアフリー、だれでもトイレ、スロープの設置、エレベータの設置、更に森林再生に向けて間伐材の活用に取り組み小菅村産材のヒノキを腰壁に使用するなど、児童に優しい設計になっている。

また、耐震構造的には、柱、梁ともに階数の割には大きめの断面になっていて安定的であるが、その安定さを示す指標として「構造計算概要書」の中で、具体的数値を各階、各方向で表示するのが望ましい。

なお、建築工事図面の内部仕上表において、1・2階多目的スペース及び1階ワークスペースの床仕上げが一部床暖房と表記されている誤記が見受けられた。関連設備工事の図面との整合性を確認するなど、チェック体制等により適正な事務処理に努めていただきたい。

講じた措置

耐震構造においては、安定さを示す指標として「構造計算概要書」の中で、具体的数値を各階、各方向で表示するように設計者に指示するようにはしました。

小中学校等の耐震補強や改築工事を実施する際の仕上材の選定については、地球環境への配慮や学習環境の向上のため適切な材料を選定していくことが重要と考えます。仕上材選定の過程の中で材料名称を内部仕上表に記入する際、使用形態を確認して学校等と連絡調整を十分に行い、その内容を正確に記入するようにはしました。

関連工事間の図面の整合性については、チェック体制を確立することにより、適正な事務処理を図るようには改善しました。

2 契約について

契約においては、実施設計委託において、耐震評定を取得するための業務スケジュールに支障をきたし耐震補強工法を確定することができないため、履行期日を約1ヶ月程延長された。また、工事監理業務委託においても、プール改修工事の追加及び特別活動室昇降機械設備工事の一部変更に伴う監理業務委託の変更のために、それぞれにおいて契約変更

の承諾書が交わされている。

第三者機関の審査や評定取得が設計過程において、不可欠として避けられない場合は、かなり早目の準備、対応が必要であることを、これを機会に十分に認識していただきたい。

講じた措置

実施設計を行った年度は、全国的に評定期間に業務が集中している状況にあり評定取得に必要な設計期間の延長が必要となりました。また、監理業務については、プール改修工事を授業でのプールの使用終了後に実施することとしたため、工事施工者が決定した時点で契約の変更をいたしました。

今後は、対象業務に係る関連機関等の情報を正確に収集し、状況に応じた早期対応ができるように改善しました。

3 施工について

工事工程表からみると、全体工事が遅れていた。工程を管理することは、請負者の義務であるが、請負者のみその責を問えるものではなく、工事監理する発注者側においても十分な配慮が必要であると思われる。

また、現場記録写真の整理も悪く、全体工程の中で終了間近い現場であれば、工事種別ごとに写真の工事説明メモが記入されて、整理されているのが普通である。工事監理業務委託の業務内容を再度精査し、やるべき作業や、残しておくべき監理記録書類の作成など再確認が必要である。

講じた措置

適正な工事工程に基づき工事を実施していくことは、工事の品質や安全を確保する観点から重要と考えます。監理者や施工者と連絡調整を密にして、工事工程が適切に進むよう確認を確実に行うように改善しました。

工事記録写真の整理については、各工程において整理・確認をしていくことは重要と考えます。今回の監査の結果を踏まえ、監理者や施工者に対して、適切な作業や監理記録書類の作成などの確認・整理の指導を行うように改善しました。